

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十六条第一項の規定により、地方独立行政法人奈良県立病院機構の成立の時（平成二十六年四月一日予定）において、当該地方独立行政法人奈良県立病院機構が次の権利及び義務を承継しますので、異議のある債権者は、この公告の日の翌日から一箇月以内にその旨を申し出てください。

なお、地方独立行政法人奈良県立病院機構の成立の日現在における当該地方独立行政法人奈良県立病院機構の資産及び負債の見込みを明らかにする書類は、奈良県医療政策部県立病院法人化準備室において債権者の閲覧に供します。

平成二十六年一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 承継する権利

1 奈良県立奈良病院及び奈良県立三室病院の業務に関し県が有する権利（奈良県立奈良病院及び奈良県立三室病院の土地に係る所有権を除く。）

2 奈良県総合リハビリテーションセンターの医療部門の業務に関し県が有する建物及び物品の所有権

二 承継する義務

1 平成二十六年三月三十一日現在の奈良県立奈良病院及び奈良県立三室病院の業務に関し県が有する債務

2 平成二十六年三月三十一日現在の奈良県総合リハビリテーションセンターの医療部門の業務に関し県が有する債務